

## 特例法基本通達

### 第 5 章 ATA 条約特例法関係

(注) 本章の各項の番号は、条約の各条の番号に対応している。

(関係法令等の略称)

0—1 この章における関係法令等の略称については、それぞれ次による。

- (1) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA 条約) (昭和 48 年条約第 9) ……条約
- (2) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 (昭和 48 年法律第 70 号) ……法
- (3) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令 (昭和 48 年政令第 317 号) ……令
- (4) 関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) ……定率法
- (5) 関税定率法施行令 (昭和 29 年政令第 155 号) ……定率法施行令
- (6) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 (昭和 30 年法律第 37 号) ……輸徴法

(通関手帳の使用が可能な国及び地域)

0—2 通関手帳 (法第 2 条第 1 号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。) の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである (令和 6 年 7 月 15 日現在)。

アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム (81 か国及び地域)

(「輸入税」の範囲)

1—1 条約第 1 条 (a) 《「輸入税」の定義》に規定する輸入税とは、関税、輸徴法第 2 条第 1 号《定義》に規定する内国消費税及び地方税法第 72 条の 77 第

3号《定義》に規定する貨物割をいい、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第5条《指定地外検査の許可手数料》に規定する手数料は、条約第1条（a）ただし書の規定により輸入税には含まれないので、留意する。

（通関手帳の発給団体と保証団体）

1—2 条約第1条（e）及び（f）において、通関手帳の発給団体と保証団体とは区別して定義されているが、法第5条第1項の規定により財務大臣の認可を受けた団体は、条約第1条（e）及び（f）に規定する発給団体及び保証団体としての両方の資格を有することとなるので、留意する。

（保証団体による通関手帳の確認）

3—1 令第3条第1項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。

- (1) 通関手帳の記載内容が、汚損等のため不明瞭である場合
- (2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）

（注） 下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。

（令和6年7月15日現在）

国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
A L B A N I A	Union of Chambers of Commerce and Industry of Albania (UCCIAL)
A L G E R I A	Chambre algerienne de Commerce et d'industrie
A N D O R R A	Chambra de Comerc, Industria i Serveis d'Andorra
A U S T R A L I A	Victorian Chamber of Commerce and Industry
A U S T R I A	Austrian Federal Economic Chamber
B A H R A I N	Bahrain Chamber of Commerce and Industry
B E L A R U S	Belarusian Chamber of Commerce and Industry (BelCCI)
B E L G I U M	Federation des Chambres de Commerce belges (Belgian Chambers)
B O S N I A a n d	Foreign Trade Chamber of Bosnia and

国 名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
HERZEGOVINA	Herzegovina
BULGARIA	The Bulgarian Chamber of Commerce and Industry
CANADA	The Canadian Chamber of Commerce
CHILE	Santiago Chamber of Commerce
CHINA	China Council for the Promotion of International Trade (CCPIT) - China Chamber of International Commerce (CCOIC)
COTE D'IVOIRE	Chambre de Commerce et d'Industrie de Cote d'Ivoire
CROATIA	Croatian Chamber of Economy
CYPRUS	Cyprus Chamber of Commerce and Industry
CZECH REPUBLIC	Economic Chamber of the Czech Republic
DENMARK	Danish Chamber of Commerce
ESTONIA	Estonian Chamber of Commerce and Industry
FINLAND	The Finland Chamber of Commerce
FRANCE	Chambre de Commerce et d'Industrie de region Paris Ile-de-France
GERMANY	Deutscher Industrie- und Handelskammertag e.V. (DIHK e.V.)
GIBRALTAR	Gibraltar Chamber of Commerce
GREECE	Athens Chamber of Commerce and Industry
HONG KONG	The Hong Kong General Chamber of Commerce
HUNGARY	Hungarian Chamber of Commerce and Industry

国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
I C E L A N D	Iceland Chamber of Commerce
I N D I A	Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI)
I N D O N E S I A	Indonesian Chamber of Commerce and Industry (KADIN Indonesia)
I R A N	Iran Chamber of Commerce, Industries and Mines (ICCIM)
I R E L A N D	Dublin Chamber of Commerce
I S R A E L	Federation of Israeli Chambers of Commerce
I T A L Y	Unione Italiana delle Camere di Commercio, Industria, Artigianato e Agricoltura (UNIONCAMERE)
J A P A N	The Japan Chamber of Commerce and Industry (Consignee: The Japan Commercial Arbitration Association)
K A Z A K H S T A N	Chamber of International Commerce of Kazakhstan
K O R E A	Korea Chamber of Commerce and Industry
L A T V I A	Latvian Chamber of Commerce and Industry
L E B A N O N	Chamber of Commerce, Industry and Agriculture of Beirut and Mount Lebanon
L I T H U A N I A	Association of Lithuanian Chambers of Commerce, Industry and Crafts
L U X E M B O U R G	Federation des Chambres de Commerce belges (Belgian Chambers)
M A C A O	Macao Chamber of Commerce
M A D A G A S C A R	Federation des Chambres de Commerce et d'Industrie de Madagascar

国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
MALAYSIA	Malaysian International Chamber of Commerce and Industry (MICCI)
MALTA	The Malta Chamber of Commerce, Enterprise and Industry
MAURITIUS	The Mauritius Chamber of Commerce and Industry
MEXICO	Mexico City National Chamber of Commerce (CANACO)
MOLDOVA	Chamber of Commerce and Industry of the republic of Moldova
MONGOLIA	Mongolian National Chamber of Commerce and Industry
MONTENEGRO	Chamber of Economy of Montenegro (CEM)
MOROCCO	Chambre de Commerce, d'Industrie et de Services Casablanca - Settat
NETHERLANDS	The Netherlands Chamber of Commerce and Industry
NEW ZEALAND	Wellington Employers' Chamber of Commerce (WECC)
NORTH MACEDONIA	Economic Chamber of Macedonia
NORWAY	Oslo Chamber of Commerce
PAKISTAN	ICC Pakistan
PERU	Camara de Comercio Lima
PHILIPPINES	Philippine Chamber of Commerce and Industry (PCCI)
POLAND	Polish Chamber of Commerce

国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
PORTUGAL	Camara de Comercio e Industria Portuguesa
QATAR	Qatar Chamber of Commerce and Industry
ROMANIA	Chamber of Commerce and Industry of Romania
RUSSIA	Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation
SAUDI ARABIA	The Federation of Saudi Chambers
SENEGAL	Chambre de Commerce, d'Industrie et d'Agriculture de Dakar (CCIAD)
SERBIA	Chamber of Commerce and Industry of Serbia
SINGAPORE	Singapore International Chamber of Commerce
SLOVAKIA	Slovak Chamber of Commerce and Industry (SCCI)
SLOVENIA	Chamber of Commerce and Industry of Slovenia
SOUTH AFRICA	South African Chamber of Commerce and Industry (SACCI)
SPAIN	Camara Oficial de Comercio, Industria, Servicios y Navegacion de Espana
SRI LANKA	ICC Sri Lanka
SWEDEN	The Stockholm Chamber of Commerce
SWITZERLAND	Alliance des Chambres de Commerce Suisses
THAILAND	Board of Trade of Thailand
TUNISIA	Chambre de Commerce et d'Industrie de Tunis
TURKEY	Union of Chambers and Commodity Exchanges of Turkey (TOBB)
UKRAINE	Ukrainian Chamber of Commerce and Industry

国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
UNITED ARAB EMIRATES	Dubai Chamber of Commerce and Industry
UNITED KINGDOM	London Chamber of Commerce and Industry
UNITED STATES	United States Council for International Business (USCIB)
V I E T N A M	Vietnam Chamber of Commerce and Industry

（通関手帳による一時輸入）

3—2 令第2条に掲げる物品の通関手帳による輸入申告等の取扱いについては、次による。

- (1) 当該物品に係る通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の輸入証書を関税法施行令第59条第1項《輸入申告の手続》に規定する輸入申告書及び定率法施行令第34条《再輸出貨物の免税の手続》に規定する書面として取り扱う。
- (2) 輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書（条約の附属書に定める様式の裏表紙裏面の「ATAカルネの使用上の注意書」をいう。以下本章において同じ。）によるほか、次による。
  - イ A、B、C及びGの欄には、通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載させる。
  - ロ Cの欄に記入する物品の用途は、定率法第17条第1項《再輸出免税》各号（第1号及び第4号を除く。）の規定の表現に即した表現（例えば、商品見本（Commercial samples）等により記載させる。）。
  - ハ Dの欄には、輸入物品の積載船（機）名、入港年月日及び積出地を記載させる。
  - ニ Fの「場所」及び「日付」の欄には、輸入地を所轄する税関官署（以下本章において「輸入地税関官署」という。）の名称及び輸入申告年月日をそれぞれ記載させる。
  - ホ 総合物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。
  - ヘ 総合物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「証書…」欄には、「輸入」と記載させ、「総合物品表続き用紙番号……」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。
- (3) 通関手帳による輸入申告については、関税法第68条に規定する仕入書の提出を省略させて差し支えない。

- (4) 通関手帳による輸入をする場合であつても、関税法第 70 条《証明又は確認》第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可、承認の証明等の手続は必要であるので、留意する。

(一時輸入物品に係る通関手帳の審査等)

3—3 通関手帳により輸入の申告があつた場合の通関手帳の審査等については、次による。

- (1) 通関手帳の審査については、特に次の点に留意する。
- イ 通関手帳がその様式及びそれに記載されている発給団体、有効期限、保証団体、有効である国等からみて、現に我が国について有効なものであるかどうか。
  - ロ 令第 3 条の規定により保証団体の確認を受けなければならないこととされている通関手帳については、その確認を受けているかどうか。
  - ハ 「カルネの番号」等、輸入証書又は輸入控えと通関手帳の表紙との同一の記載事項の内容が一致しているかどうか。
  - ニ 通関手帳による輸入に当たっては、当該通関手帳に記載されている名義人又は使用者（当該名義人から当該通関手帳による輸入をするについて正当に権限を与えられている者）のみが輸入申告者となり得るのであるから、輸入証書の F の輸入申告者を記載する欄は、正しく記載されているかどうか。
- (2) 輸入申告の受理印（C—5000）は、輸入証書に押なつする。
- (3) 通関手帳により輸入申告があつた物品の輸入審査は、「輸入（納税）申告書」（C—5020）により輸入申告があつた物品と同様に取り扱う。
- (4) 通関手帳により輸入申告があつた物品の課税価格は、原則として、通関手帳に記載されている価額に基づき決定して差し支えない。
- (5) 通関手帳により輸入申告された物品の課税価格は、当該通関手帳の輸入証書の総合物品表の「価額」欄に、当該物品に適用される定率法別表の番号及び税率並びに消費税等の種類及び税率並びに当該物品に適用される定率法第 17 条第 1 項の適用条項は、当該総合物品表の「税関記入欄」の「7」欄に記入する。
- (6) 課税価格の決定等に日時を要し、かつ、早急に輸入の許可をする必要があるときは、検査実績を当該通関手帳の輸入証書に記録するにとどめ、総合物品表への課税価格等の記入は、便宜、当該物品の引取り後行うこととして差し支えない。

(一時輸入の許可の際の取扱い)

3—4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

- (1) 提出された通関手帳の輸入証書及び輸入控えの処理は次による。
- イ 輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として、当該通関手帳から切り離し

て、輸入地税関官署において保管する。

輸入証書の欄	処 理
「H（輸入通関）のb）」 （再輸出期限等）の欄	当該欄の文中「税関への提示」を抹消し、記入欄に法第4条の規定による再輸出期間（同条ただし書の規定により税関長の承認を受けた場合には、税関が指定する期間）の終期日を記入する。
「H（輸入通関）のc）」 （整理番号）の欄	当該通関手帳による輸入の許可税関官署における記録番号（通関手帳による輸入の許可の一連番号）を記入する。
「H（輸入通関）」の最下段 の欄	「税関」欄には、許可税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、輸入許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸入許可担当職員が署名を行い、税関の証印（税関様式D-1000号に定める印影のもの。以下本章において同じ。）を押なつする。

ロ 輸入控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。

輸入控えの欄	処 理
「1」（品目番号）の欄	輸入を許可した物品の品目番号（輸入証書裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている番号）を記入する。
「2」（再輸出期限等）の欄	上記イの輸入証書のHのb）の欄と同様の処理を行う。
「3」（整理番号）の欄	上記イの輸入証書のHのc）の欄と同一の番号を記入する。
「5」（税関）から「8」（署名及びスタンプ）の欄	上記イの輸入証書のHの最下段の欄と同様に処理する。

(2) 上記(1)により通関手帳による輸入を許可された物品（以下本章において「一時免税輸入物品」という。）については、「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第15条第2項により、輸入申告関係書類の会計検査院への送付は要しない。

（「加工又は修理に向けられる物品」の範囲）

3—5 条約第3条第4項《通関手帳の適用除外物品》に規定する「加工又は修理に向けられる物品」とは、当該物品自体が加工され又は修理されるものを行い、既に輸入されている物品の修理のために輸入される物品（例えば、取替用の部分品等）は、同項にいう「加工又は修理に向けられる物品」には該当し

ない。したがって、このような取替用の部分品等であつて、令第 2 条に掲げる物品に該当するものは、通関手帳による輸入をすることができる。

(一時免税輸入物品の通関手帳による再輸出)

3—6 一時免税輸入物品については、その通関手帳に記載された有効期限が経過しているもの（条約第 12 条第 1 項の規定の適用があるものを除く。）を除き、その再輸出の際には、通関手帳による輸出を行わせるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。

(1) 一時免税輸入物品に係る通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の再輸出証書を関税法施行令第 58 条《輸出申告の手続》に規定する輸出申告書として取り扱う。

(2) 再輸出証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。

イ A、B、C 及び G の欄については、前記 3—2 の(2)のイの規定を準用する。

ロ D の欄には、再輸出物品の積載船（機）名及び出港予定年月日並びに仕向地を記載させる。

ハ Fb) の欄は、抹消させる。

ニ Fc) の欄には、当該通関手帳に係る一時輸入物品で、その再輸出期間内に再輸出されないものがある場合に、当該再輸出されない物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名及び数量並びに当該物品について定率法施行令第 37 条第 1 項《再輸出貨物の用途外使用等の届出》の規定による届出又は同令第 38 条《再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定》において準用する同令第 11 条第 1 項《製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続》の規定による亡失届の提出等が行われているときは、その旨を記載させる。

ホ Fd) の欄には、上記ニにより用途外使用等届又は亡失届の提出等について記載した場合に、当該用途外使用等届又は当該亡失届等の番号を記載させる。

へ F の「場所」及び「日付」の欄には、輸出地を所轄する税関官署（以下本章において「輸出地税関官署」という。）の名称及び輸出申告年月日をそれぞれ記載させる。

ト 総合物品表の「1」から「6」までの欄には、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。

チ 総合物品表の続き用紙が使用されている場合には、当該続き用紙の「証書……」の欄には、「再輸出」と、「総合物品表続き用紙番号……」の欄には、使用される続き用紙の一連番号を、それぞれ記載させる。

(3) 一時免税輸入物品の通関手帳による輸出申告に際しては、関税法第 68 条に規定する仕入書の提出を省略させて差し支えない。

(4) 通関手帳による輸出をする場合であつても、関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可、承認等の証明等の手続は必要であるので、留

意する。

- (5) 上記(2)のニ及びホに記載した用途外使用届又は亡失届等は、通関手帳に添付して提出させる。

(再輸出される一時免税輸入物品に係る通関手帳の審査等)

3—7 一時免税輸入物品について、その再輸出の際に、通関手帳により輸出の申告があつた場合の通関手帳の審査等については、次による。

- (1) 通関手帳の審査については、特に次の点に留意する。

イ 当該物品の輸出が、通関手帳の有効期限（条約第12条第1項の規定の適用を受け、再輸出期限が延長された場合には当該延長期間）内であるかどうか。

ロ 前記3—3の(1)の「ハ」及び「ニ」の規定は、通関手帳による再輸出について準用する。

- (2) 輸出申告の受理印（C—5000）は、再輸出証書に押なつする。

- (3) 通関手帳により輸出申告された一時免税輸入物品の輸出検査は、「輸出申告書」（C—5010）により輸出申告された物品と同様に取り扱う。

(再輸出の許可の際の取扱い)

3—8 通関手帳による再輸出の許可をする場合の取扱いについては、次による。

- (1) 提出された通関手帳の再輸出証書及び再輸出控えに、次の処理を行うとともに、再輸出証書を切り離して、再輸出控えを輸出許可書として申告者に交付する。

イ 再輸出証書については、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。

再輸出証書の欄	処 理
「H（再輸出通関）のb）」 （再輸出されない物品の措置）の欄	抹消する。
「H（再輸出通関）のc）」 （再輸出予定のない物品の措置）の欄	用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失又は滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。
「H（再輸出通関）のd）」 （整理番号）の欄	当該通関手帳による再輸出の許可税関署における記録番号（通関手帳による輸出の許可の一連番号）を記入する。
「H（再輸出通関）のe）」 （証書の送付先）の欄	当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。
「H（再輸出通関）」の最下段	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所

の欄	在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。
----	--

ロ 再輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。

再輸出の控えの欄	処 理
「1」(品目番号) 欄	輸出許可をした貨物の品目番号(再輸出証書の裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている品目番号)を記入する。
「2」(再輸出されなかった物品の措置) の欄	抹消する。
「3」(再輸出予定のない物品の措置) の欄	上記イの再輸出証書のHのc) の欄と同様に処理する。
「4」(整理番号) の欄	上記イの再輸出証書のHのd) の欄と同一の番号を記入する。
「5」(税関) から「8」(署名及びスタンプ) の欄	上記イの再輸出証書のHの最下段の欄と同様に処理する。

(2) 上記(1)のロにより輸出許可書として交付された通関手帳の再輸出控えについては、定率法施行令第39条第2項《輸出済の確認》に規定する輸出済の確認を受けた輸出許可書として取り扱って差し支えない。

(3) 上記(1)による処理を行つた再輸出証書は、当該再輸出証書のHのe) の欄に記載されている輸入地税関官署へ直ちに送付するものとし、輸出地税関官署においては、適宜の台帳により輸出の事実を記録する。

(一時輸出物品の通関手帳による輸出)

3—9 我が国から一時輸出される物品(加工又は修理に向けるものは除く。)については、通関手帳による輸出をすることができるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。

(1) 通関手帳による輸出をすることができる物品は、商品見本、展覧会等への出品物品、職業用具等、我が国から一時輸出され、我が国へ再輸入されることが予定されているもの(以下本章において「一時輸出物品」という。)に限られるものとする。

(2) 一時輸出物品の輸出の際に当該物品に係る通関手帳が提出された場合の当該通関手帳の輸出証書の取扱いについては、前記3—6の(1)の規定を準用する。

(3) 輸出証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほ

か、次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。

- イ A、B、C 及び G の欄 前記 3—6 の (2) のイ
- ロ D の欄 前記 3—6 の (2) のロ
- ハ F の「場所」及び「日付」の欄 前記 3—6 の (2) のへ
- ニ 総合物品表の「1」から「6」までの欄 前記 3—6 の (2) のト
- ホ 総合物品表の続き用紙の「証書…」及び「総合物品表続き用紙番号…」の欄

前記 3—6 の (2) のチ

- (4) 前記 3—6 の (3) 及び (4) 並びに前記 3—7 ( (1) のイを除く。 ) の規定は、一時輸出品を通関手帳により輸出する場合について準用する。
- (5) 一時輸出品について通関手帳による輸出の許可をする場合の取扱いについては次による。
  - イ 提出された通関手帳の輸出証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出申告書原本として当該通関手帳から切り離して、輸出地税関官署において保管する。

輸出証書の欄	処 理
「H (輸出通関) の b)」 (再輸入期限) の欄 「H (輸出通関) の d)」 (その他の事項) の欄  「H (輸出通関)」の最下段 の欄	抹消する。  「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号 (通関手帳による一時輸出品の輸出の許可の一連番号) を記入する。 「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押す。

- ロ 提出された通関手帳の輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出許可書として申告者に交付する。

輸出控えの欄	処 理
「1」(品目番号) の欄  「2」(再輸入期限) の欄 「3」(その他の事項) の欄  「4」(税関) から「7」(署名及びスタンプ) の欄	前期 3—8 の (1) のロの表の再輸出控えの欄中「1」(品目番号) の欄の処理に準ずる。 抹消する。 上記イの輸出証書の H の d) の欄と同様に記録番号を記入する。 上記イの輸出証書の H の最下段の欄と同様に処理する。

ハ 提出された通関手帳（輸出証書番号が1番の場合に限る。）の表紙については、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い申告者に交付する。

表紙の欄	処 理
「H（出発地税関による証明）のa）」（識別記号）の欄	識別記号が施された場合、当該識別記号を記入する。
「H（出発地税関による証明）のb）」（検査）の欄	検査実績の有無に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。
「H（出発地税関による証明）のc）」（整理番号）の欄	上記イの輸出証書のHのd）の欄と同一の番号を記入する。
「H（出発地税関による証明）のd）」（税関）から（署名及びスタンプ）の欄	上記イの輸出証書のHの最下段の欄と同様に処理する。

（通関手帳により輸出された物品の再輸入）

3—10 通関手帳により輸出された物品が再輸入される際には、当該物品につき定率法第14条第10号、第11号又は第14号の規定の適用を受けられるもの限り、当該通関手帳による輸入をすることができるものとし（当該通関手帳の有効期限内であるかどうかを問わない。）、その取扱いについては、次による。

(1) 通関手帳により輸出された物品について、その再輸入の際に、当該通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の再輸入証書を関税法施行令第59条第1項に規定する輸入申告書として、また、当該通関手帳の輸出控え（当該物品の輸出に係るもの。以下本項において同じ。）を定率法施行令第16条第1項《再輸入免税貨物の輸入の手続》に規定する輸出の許可書として、それぞれ取り扱う。

(2) 再輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。

イ 次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。

- |   |             |
|---|-------------|
| (イ) A、B、C及びGの欄                          | 前記3—2の(2)のイ |
| (ロ) Dの欄                                 | 前記3—2の(2)のハ |
| (ハ) Fの「場所」及び「日付」の欄                      | 前記3—2の(2)のニ |
| (ニ) 総合物品表の「1」から「6」までの欄                  | 前記3—2の(2)のホ |
| (ホ) 総合物品表の続き用紙の「証書…」及び「総合物品表続き用紙番号……」の欄 | 前記3—2の(2)のヘ |

ロ Fb)の「裏面の物品番号………の物品を除くほか、」の部分は抹消させる。

ハ Fc)の欄は抹消させる。

(3) 前記3—2の(3)及び(4)並びに前記3—3((1)のイ及びロを除く。)の規定は、通関手帳により輸出された物品の当該通関手帳による再輸入について

て準用する。

(4) 通関手帳により輸出された物品の再輸入について通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

イ 提出された通関手帳の再輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。

再輸入証書の欄	処 理
「H（再輸入通関）のb）」の欄	抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号（通関手帳による再輸入の許可の一連番号）を記入する。 前期3－4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H（輸入通関）」の最下段の欄」の処理に準ずる。
「H（再輸入通関）のc）」（その他の事項）の欄	
「H（再輸入通関）」の最下段の欄	

ロ 提出された通関手帳の再輸入控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。

再輸入控えの欄	処 理
「1」（輸出証書番号等）の欄	「品目番号……」欄は、前期3－4の(1)のロの表の輸入控えの欄中「1」（品目番号）の欄の処理に準ずる。 上記イの再輸入証書のHのc）の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。
「2」（その他の事項）の欄	
「3」（税関）から「6」（署名及びスタンプ）の欄	

(5) 上記(4)により通関手帳による輸入を許可された物品に係る輸入申告書類については、前記3－4の(2)に規定する一時免税輸入物品に係る輸入申告書類と同様、会計検査院への送付は要しない。

(6) 申告納税方式が適用される物品について、通関手帳による輸入をする場合には、再輸入証書の記載は、前記(3)によるほか、総合物品表の「価額(5)」の欄に記載された価格の下に、( )書として各品目ごとの書類を(0)と記載させ、免税額の記載は要しないものとする。

(輸出及び輸入の通関事務の所掌部門)

3－11 輸出及び輸入通関事務の所掌は、次による。

(1) 通関手帳による輸出及び輸入に係る通関は、原則として通関担当部門の所掌とするが、出入国者の携帯品については、旅具通関担当部門で処理す

るものとする。ただし、上記の携帯品であつても、当該物品が他の法令の規定により許可又は承認等（外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 8 条第 2 項《支払手段等の輸出入の許可》の規定による輸出又は輸入の許可を除く。）を必要とする物品であつて、当該許可又は承認を受けていないものは、この限りではない。

なお、上記の携帯品以外の物品で、夜間、休日等で通関担当部門において処理することが困難である場合には、旅具通関担当部門で処理することとして差し支えない。

- (2) 旅具通関担当部門で処理する場合においては、通関手帳による輸出及び輸入の処理要領についてあらかじめ関係部門間において十分協議しておくとともに、通関手帳から切り離れた証書については、速やかに通関担当部門に引き継ぐものとする。

(郵便物について通関手帳により輸出及び輸入がされる場合の取扱い)

- 3—12 郵便物について通関手帳により輸出及び輸入がされる場合においては、前記 3—1 から 3—10 までに準じて取り扱う。

この場合において、次に掲げる通関手帳の証書及び控えは、それぞれ次に掲げる書類として取り扱うものとする。

輸 入 証 書	定率法施行令第 34 条に規定する書面（再輸出貨物の免税申請書）の原本及び保証書
輸 入 控 え	再輸出免税承認書
再輸出証書及び	関税法施行令第 88 条第 1 項《証明書類の交付又は統計の閲覧の
輸出証書	申請》に規定する申請書（証明書交付申請書）
再輸出控え及び	関税法第 102 条第 1 項《証明書類の交付及び統計の閲覧等》の規定に基づく輸出の証明書
輸出控え	
再 輸 入 証 書	関税法施行令第 88 条第 1 項に規定する申請書（証明書交付申請書）
再 輸 入 控 え	関税法第 102 条 1 項の規定に基づく輸入の証明書

なお、再輸出控え、輸出控え又は再輸入控えを関税法第 102 条第 1 項に規定する証明書として取り扱う場合であつても、条約第 10 条《証明手数料の免税》の規定により、手数料の納付を要しないので留意する。

(通関手帳による保税運送)

- 3—13 法第 3 条第 2 項の規定の取扱いについては、次による。

- (1) 同項の保税運送に当たっては、通関手帳の保税運送控え及び保税運送証書各 2 通（承認用、到着証明用）を使用させるものとし、当該保税運送証書を関税法施行令第 53 条第 1 項《保税運送の申告手続》に規定する書面及び関税法第 63 条第 3 項《運送目録の呈示》に規定する運送目録として取り扱う。

- (2) 保税運送証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書によるほか、次による。
- イ A、B、C 及び G の欄については、前記 3—2（通関手帳による一時輸入）の(2)のイを準用する。
  - ロ D の欄には、運送に使用しようとする船舶・航空機又は車両の名称、登録記号又は種類を記載させる。
  - ハ Fa) の文中「……へ、」の欄には、運送先を記載させる。
  - ニ F の「場所」及び「日付」の欄には、運送申告がされる税関官署及び運送申告年月日を記載させる。
  - ホ 総合物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。
  - へ 総合物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「証書……」欄には、「保税運送」と記載させ、「総合物品表続き用紙番号……」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。
- (3) 通関手帳による保税運送の申告に当たっては、「運送の期間」及び「運送の目的」については、口頭により申告させて差し支えない。
- (4) 通関手帳による保税運送の承認をする場合には、保税運送控え及び保税運送証書にそれぞれ次に掲げる処理を行い、保税運送証書のうち 1 通（承認用）を切り離して原本兼保証書として当該承認させる税関官署において保管し、保税運送控えのうち 1 通（承認用）を承認書として及び到着証明用の保税運送控え及び保税運送証書を承認書写し及び関税法第 63 条第 3 項に規定する確認を受けた運送目録として交付する。
- イ 保税運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。

保税運送証書の欄	処 理
「H（保税運送承認）の a）」 （運送先税関）の欄	運送先を（ ）書とし、運送先を所轄する税関官署名を記入する。
「H（保税運送承認）の b）」 （運送期間）の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消し、記入欄には、運送期限の最終日を記入する。
「H（保税運送承認）の c）」 （整理番号）の欄	当該通関手帳による保税運送の承認税関官署における記録番号（通関手帳による保税運送の承認の一連の番号）を記入する。
「H（保税運送承認）の d）」 （施封）の欄	施封した場合の必要事項を記入する。
「H（保税運送承認）の e）」 （送付税関）の欄	抹消する。
「H（保税運送承認）の e）」 の下段の欄	「税関」欄には、承認税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、承認の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、保税運送承認担当職員が署名を行い、税関の証

	印を押なつする。
--	----------

ロ 保税運送控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。

保税運送の控えの欄	処 理
「保税運送承認 1」(品目番号等)の欄	保税運送の承認をした物品の品目番号(保税運送証書の裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている番号)及び運送先を( )書により運送先を所轄する税関官署名を記入する。
「保税運送承認 2」(運送期限)の欄	上記イの保税運送証書のHのb)の欄と同様に記入する。
「保税運送承認 3」(整理番号)の欄	上記イの保税運送証書のHのc)の欄と同じ番号を記入する。
「保税運送承認 4(税関)から 7(署名及びスタンプ)」の欄	上記イの保税運送証書のHのe)の下段の欄と同様に処理する。

(5) 通関手帳により保税運送された物品が運送先に到着したときは、保税運送証書及び保税運送控えにそれぞれ次に掲げる処理を行い、到着確認を受けた承認書写し及び運送目録として交付するものとするが、当該保税運送証書については、到着確認を受けた運送目録として、便宜、到着確認税関官署に提出させ、到着確認税関官署から承認税関官署へ送付するものとし、到着確認税関官署においては、適宜の台帳により到着確認の事実を記録する。

イ 保税運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。

保税運送証書の欄	処 理
「H(保税運送承認 f)」(提示)の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消する。
「H(保税運送承認 g)」(その他の事項)の欄	到着した運送物品の異常の有無について記入する。
「H(保税運送承認)」の最下段の欄	「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。

ロ 保税運送控え(到着確認用)については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。

保税運送控えの欄	処 理
「仕向地税関による責任解除証明 1（提示）から 6（署名及びスタンプ）」の欄	上記イの保税運送証書の H の f）～最下段の欄と同様に処理する。

（注） 保税運送控え（承認用）については、上記の処理を行う必要はないので、留意する。

(6) 前記 3-6 又は 3-9 による輸出物品を船積みのため保税運送する場合には、次のいずれかによるものとする。

イ 前記 3-6 又は 3-9 による輸出の申告（以下「輸出の申告」という。）とは別に「外国貨物運送申告書」（C-4000）（以下「運送申告書」という。）により、保税運送の申告を行わせ承認を受けさせる。

ロ 輸出の申告に併せて保税運送の申告を行わせ承認を受けさせる。なお、この場合の取扱いについては次による。

(イ) 保税運送の申告にあたっては運送先、運送期間等について、口頭により申告させることとする。

(ロ) 上記(イ)により申告された内容について承認したときは、通関手帳の輸出控え又は再輸出控え（以下「輸出控え等」という。）の適宜の場所に、運送先、運送期間等の必要事項を記載することとし、当該輸出控え等を到着証明書用の運送申告書として代用するものとする。

(ハ) 輸出の許可後の事情変更により、輸出控え等の「場所」の欄に記載の場所（保税運送を承認しているときは上記(ロ)で記載した運送先）以外の場所に運送のうえ積込みをすることとなった場合については、上記(イ)及び(ロ)に準じて取扱うものとする。この場合の運送承認日は、便宜、輸出許可の日として処理して差し支えない。

(ニ) 関税法基本通達 63-16 (5) から (7) までの規定は、輸出の申告に係る物品について準用する。なお、その手続について書面の提出を要する場合には、書面の提出に代えて、輸出控え等に変更後の内容を追記することで認めて差し支えない。

(ホ) 保税運送物品の到着確認については、関税法基本通達 63-17 に準じて取扱うものとする。

（「提携する保証団体」の意義）

4—1 条約第 4 条第 1 項《通関手帳の有効期間等》が規定する「提携する保証団体」とは、他の締約国の発給団体に発給した通関手帳により、一時輸入された物品又は通関手帳により保税運送された物品につき、その一時輸入又は保税運送の条件が満たされないこととなった場合において、条約第 6 条第 1 項《保証団体による輸入税の納付》の規定により、その輸入税の納付責任を負うこととなる団体（保証団体）であって、輸入税に関する国際保証組織を通じて当該発給団体と提携しているものをいう。

なお、現在の国際保証組織は、世界商工会議所連盟（WCF： World Chambers

Federation) が作成した民間協定によって設立されたもののみである。

(総合物品表への品目の追加)

4—2 条約第 4 条第 2 項《総合物品表への品目の追加記入の禁止》の規定は、発給団体がその発給した通関手帳に対して行う品目の追加については適用がないので、留意する。

(再輸出期間の取扱い)

5—1 法第 4 条の規定による再輸出期間の取扱いについては、次による。

(1) 一時免税輸入物品について定率法第 17 条第 1 項の規定を適用して免税輸入を許可した場合には、当該一時免税輸入物品について定められている再輸出期間は、同項の規定にかかわらず、法第 4 条に規定する再輸出期間によることとなるが、この場合における取扱いは、次による。

イ 令第 2 条に掲げる物品のうち、定率法施行令第 33 条の 3 第 3 号《船員の厚生用物品》に掲げる物品に該当する物品以外の物品については、当該物品に係る通関手帳の有効期限までの期間が、再輸出期間となる。したがって、当該物品については、定率法第 17 条第 1 項の再輸出期間の延長に係る部分の規定の適用はない。

ロ 令第 2 条に掲げる物品のうち、定率法施行令第 33 条の 3 第 3 号に掲げる物品に該当する物品については、原則として、定率法施行令第 33 条の 3 第 3 号で定める期間（6 月）が再輸出期間となるが、法第 4 条ただし書の規定により、税関長の承認を受けた場合には、当該物品に係る通関手帳の有効期限までの期間内において税関長が指定する期間が、再輸出期間となる。

(2) 令第 4 条《再輸出期間の延長の承認申請手続》に規定する申請書は、「一時免税輸入物品に係る再輸出期間延長承認申請書」(D—1010) とし、2 通（原本、承認用）を輸入地税関官署に提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C—5006）を押なつして申請者に交付する。

(「その他の金額」の範囲)

6—1 条約第 6 条第 1 項に規定する「その他の金額」とは、我が国においては、関税法第 12 条第 1 項《延滞税》、国税通則法第 60 条第 1 項《延滞税》及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項《貨物割の納付等》の規定により納付することとなる延滞税が、これに該当する。

(保証団体の納付責任の限度額)

6—2 条約第 6 条第 2 項《保証団体の納付責任の限度》に規定する保証団体の納付責任の限度は、関税法第 12 条第 5 項《本税額への優先充当》、国税通則法第 62 条第 2 項《本税額への優先充当》及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項《貨物割の納付等》の規定との関係から、輸入税については、その全額を納付

する義務を負うが、延滞税については、当該輸入税の額の 10 パーセントに相当する金額を限度として納付する義務を負うこととなる。

(再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収)

6—3 通関手帳により輸入した物品について定率法第 17 条第 4 項(輸徴法第 13 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合、又は通関手帳による保税運送を行った物品について関税法第 65 条第 1 項、輸徴法第 11 条第 3 項若しくは地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定の適用がある場合における保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者からの輸入税の徴収については、次による。

(1) 法第 5 条第 4 項《用途外使用等の場合の輸入税の徴収》の規定により輸入税の連帯納税義務者となる保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者に対して行う輸入税の賦課決定及び納税の告知については、次による。

イ 「賦課決定通知書」(C—1040)及び「納税告知書」(C—1070)は、保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者ごとに作成し、それぞれに送達する。

ロ 賦課決定通知書及び納税告知書の「納税者」の欄には、保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者の氏名等を列記する。

ハ 保証団体に対して送達する賦課決定通知書及び納税告知書に記載する納期限は、条約第 7 条第 1 項《保証団体による再輸出等の証拠の提出期間》の規定に基づき、納税告知書を発する日の翌日から起算して 6 か月を経過する日とする。

ニ 輸入者が既に本邦から出国していることが明らかな場合、又はその居所が判明していない場合には、再輸出義務不履行に伴う賦課決定通知等は、保証団体に対してのみ行い、輸入者に対しては、便宜、行わないこととして差し支えない。

(2) 上記(1)による賦課決定通知書及び納税告知書の送達は、再輸出期間又は保税運送の期間の満了の日から 20 日以内に再輸出証書又は保税運送証書の送付がない場合に行う。

ただし、これらの期間内に再輸出されなかったこと又は運送先に到着しなかったことが明らかな場合には、直ちに行う。

(延滞税の取扱い)

6—4 保証団体及び輸入者又は保税運送の承認を受けた者から徴収すべき輸入税に係る延滞税の額の計算の始期は、いずれも法定納期限(再輸出期間の満了の日の翌日、用途外使用の日又は保税運送期間の満了の日の翌日)の翌日であるが、その延滞税の割合が年 14.6%になる時期は、各納税告知書に記載された納期限の翌日から 2 月を経過した日となり、保証団体と輸入者又は保税運送の承認を受けた者とでは異なるので、留意する。この場合において、い

ずれか一方から、輸入税及び延滞税の全額を徴収したときは、他の一方に対する延滞税は徴収しないこととして差し支えない。

(保証団体に対する賦課決定をすることができる期間)

6—5 条約第 6 条第 1 項及び第 5 条第 4 項の規定に基づき保証団体に対して行う輸入税の賦課決定（当該賦課決定により納付すべき税額が過小であつた場合における再賦課決定を含む。）については、関税法第 14 条第 1 項第 3 号《賦課決定の期間制限》の規定にかかわらず、条約第 6 条第 4 項《保証団体に対する輸入税の納付請求をすることができる期間》の規定により、当該賦課決定に係る物品の輸入又は保税運送について使用した通関手帳に記載されている有効期限から 1 年を経過した日以後はすることができない。ただし、輸入者又は保税運送の承認を受けた者に対する賦課決定については、保証団体に対する賦課決定をすることができる期間の経過後であつても、関税法第 14 条第 1 項に規定する期間内であれば、賦課決定をすることができるので、留意する。

(「他の適正な責任解除の証拠」の範囲)

7—1 条約第 7 条第 1 項に規定する「他の適正な責任解除の証拠」とは、保証団体が通関手帳に関して負っている輸入税の納税責任が正当に解除されていることを示す証拠のうち、条約第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定によって提出される再輸出の証拠以外の証拠をいい、具体的には、次に掲げるようなものが、これに該当する。

- (1) 定率法施行令第 38 条で準用する同令第 11 条第 1 項の規定により提出した「外国貨物等亡失届」(T—1350) で、関税定率法基本通達 17—3 (再輸出免税貨物の輸入後の取扱い) の(3)による税関の確認印 (C—5000) のあるもの
- (2) 定率法施行令第 38 条で準用する同令第 11 条第 2 項の規定により提出した「滅却 (廃棄) 承認申請書」(C—3170) で、同基本通達 17—3 の(4)による税関の承認印 (C—5006) のあるもの
- (3) 通関手帳による保税運送がされた貨物が、その運送先に到着し、関税法第 63 条第 5 項《運送目録への到着確認》の規定に基づき到着地の税関官署の確認を受けた通関手帳の保税運送証書又は保税運送控え
- (4) 関税法第 65 条第 1 項ただし書《保税運送の承認を受けた者の関税の納付義務の免除》の規定により提出した運送貨物が災害その他やむを得ない事由により亡失したことの届出書で関税法基本通達 65—3 (運送貨物の亡失した場合の認定) による税関の認定を受けたもの
- (5) 関税法施行令第 56 条《保税運送貨物に係る関税の納付義務の免税の手続》で準用する同令第 38 条《保税上屋の許可を受けた者の納付義務の免税の手続》の規定により提出した「滅却 (廃棄) 承認申請書」(C—3170) で、同基本通達 65—4 (運送貨物の滅却の承認申請) による税関の承認印 (C—

5006) のあるもの

(保証団体による輸入税の納付等)

7—2 条約第 7 条第 2 項及び第 3 項《保証団体による輸入税の供託及び確定納付》の規定の適用については、次による。

- (1) 我が国においては輸入税の供託又は仮納付の制度は設けられていないので、同条第 2 項に規定する輸入税の供託又は仮納付に関する規定の適用はない。したがって、保証団体が同項の規定に従って輸入税を納付したときは、同条第 3 項の規定によりその納付の日に確定的に輸入税の納付がなされたものとみなされる。
- (2) 同条第 1 項又は第 3 項に規定する期間内に同条第 1 項に規定する再輸出等の証拠が提出されたときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づく徴収決定済額を減額処理する。
- (3) 上記(2)により減額処理を行つた徴収決定済額が既に納付済の場合にはその納付済の輸入税は関税法第 13 条第 1 項《関税の過誤納金の還付》、国税通則法第 56 条第 1 項《国税の過誤納金の還付》及び地方税法第 72 条の 104 第 1 項《貨物割の還付等》の規定により過誤納金として還付し、当該還付金額には、関税法第 13 条第 2 項第 1 号《還付加算金》、国税通則法第 58 条第 1 項第 1 号イ《還付加算金》及び地方税法第 72 条の 104 第 3 項《還付加算金》の規定により還付加算金を付する。

(担保の処分等)

7—3 法第 6 条第 1 項の規定により、財務大臣が保証団体に対し担保の提供を命ずることができることになっており、また、その提供された担保の処分は、同条第 3 項の規定により、税関長に行わせることとなっているので、保証団体について輸入税の滞納が生じた場合には、税関長は直ちにその明細を本省に進達するものとする。

なお、通関手帳は、条約第 3 条第 1 項の規定により、一時輸入物品に係る関税等の額の担保として認めることとなるので留意する。

(再輸出の証明)

8—1 条約第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。

- (1) 同条第 1 項に規定する「カルネに記入した再輸出証明」とは、前記 3—8 (再輸出の許可の際の取扱い) の(1)により輸出地税関官署が通関手帳の再輸出證書の (C) 再輸出通関の欄又は再輸出控えに記入した一時免税輸入物品の再輸出に係る事項、税関の担当職員の署名及び当該再輸出證書及び再輸出控えに押なつた税関の証印をいう。
- (2) 同条第 2 項に規定する再輸出の証拠については、次による。
  - イ 同項(a)に規定する「その ATA カルネに記入した事項」とは、他の締約国の税関当局が通関手帳の輸入控え又は再輸入控えに記入した輸入又は

再輸入に係る事項であつて、我が国に一時免税輸入された物品に係るものであることが明らかであるものをいう。

ロ 同項(b)に規定する「他の文書」とは、我が国に一時免税輸入された物品が他の締約国に輸入又は再輸入される際に通関手帳によらず一般の輸入手続によつた場合の輸入許可書等の書類をいう。

(再輸出証書による再輸出の確認)

8—2 一時免税輸入物品の輸入地税関官署においては、前記 3—8 (再輸出の許可の際の取扱い) の(4)により、輸出地税関官署から送付を受けた当該物品に係る再輸出証書と、前記 3—4 (一時輸入の許可の際の取扱い) の(1)のイにより輸入地税関官署において保管している当該物品に係る輸入証書とを照合して、当該物品が通関手帳の有効期間内に再輸出されたかどうかを確認し、再輸出の事実が確認されないときは、前記 6—3 (再輸出義務不履行等の場合の輸入税の徴収) により当該物品に係る輸入税を徴収する。

(一時免税輸入物品の用途外使用及び亡失等の場合の処理)

8—3 一時免税輸入物品について定率法施行令第 37 条第 1 項又は同令第 38 条において準用する同令第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により税関長に提出する「特定用途 (再輸出) 免税貨物用途外使用届」(T—1290)、「外国貨物等亡失届」(T—1350) 又は「滅却 (廃棄) 承認申請書」(C—3170) には、当該一時免税物品に係る通関手帳を添付させるものとし、当該用途使用届の受理をし、当該亡失届に係る亡失の事実を確認し、又は当該申請書に係る滅却の承認をしたときは、当該受理、確認又は承認した税関において、当該通関手帳の再輸出証書の税関記入欄 H. c) に、当該用途外使用届、亡失届又は申請書の番号、用途外使用届の受理をし、亡失届の確認をし、又は滅却の承認をした物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名、数量及び価額を記入し、税関の証印を押なつて当該通関手帳を返還する。

(調整手数料)

9—1 条約第 9 条《調整手数料》に規定する「調整手数料」は、我が国においては徴収しない。

ただし、条約第 8 条第 2 項(a)の規定により発給する証明書については、税関関係手数料令第 7 条《証明書類の交付手数料》に規定する手数料を徴収する。

(手数料の徴収)

10—1 通関手帳により輸入され、又は保税運送される物品であつても、税関関係手数料令に規定する手数料は、一般の物品と同様の取扱いとなるので、留意する。

(通関手帳の再発給等)

11—1 条約第 11 条《通関手帳の再発給》に規定する通関手帳の再発給等の取扱いについては、次による。

(1) 発給団体からの申請は、「通関手帳の再発給承認申請書」(D—1020) 2 通(原本、承認書用)に再発給に係る新旧通関手帳を添付し(ただし、旧通関手帳が亡失し、又は盗まれた場合には、当該通関手帳の添付は要しない。)、これを一時免税輸入物品の輸入地税関官署又は当該通関手帳による保税運送の承認をした税関官署に提出して行わせる。

なお、当該申請は、発給団体からの委任がある場合には、我が国における保証団体の名をもつて行わせて差し支えない。

(2) 上記(1)による申請書の提出があつた場合には、輸入地税関官署又は保税運送の承認をした税関官署は、当該税関官署において保管している輸入証書又は保税運送証書と提出のあつた新旧通関手帳とを照合して、その記載事項が合致していることを確認の上、申請書のうち 1 通(承認書用)に承認印(C—5006)を押なつて申請者に交付する。この場合においては、旧通関手帳についてはその表紙に再発給済の旨記入し、新通関手帳についてはその表紙に再発給に係るものである旨記入するとともに前記 3—4(一時輸入の許可の際の取扱い)及び 3—12(通関手帳による保税運送手続)による処理を改めて行つたうえで返還する。

(差押えの場合の届出等)

12—1 一時免税輸入物品が差押えを受けた場合の届出等については、次による。

(1) 令第 5 条《差押えの場合の届出》に規定する書類は、「一時免税輸入物品の差押えに関する届出書」(D—1030)とし、1 通を輸入地税関官署に提出させる。

なお、届出者の住所又は居所が輸入地税関官署から遠隔地にある場合においては、上記の届出は、便宜、届出者の最寄りの税関官署を経由して行わせることとして差し支えない。この場合においては、届出書の提出部数は 2 通とし、当該最寄りの税関官署は必要に応じ届出事項の確認を行い、その結果を付して届出書 1 通を輸入地税関官署に送付する。

(2) 上記(1)の届出書の提出があつたときは、差押えを受けた一時免税輸入物品の輸入地税関官署は、差押えを行つた者に対して、差押えの解除をしたときは直ちにその旨税関に連絡するよう依頼する。

(3) 条約第 12 条第 2 項《税関当局による差押え等の場合の保証団体への通告》の規定による保証団体への通告は、通関手帳の番号、発給団体名及び有効期限並びに差押年月日を記載した適宜の様式を保証団体へ送付することにより行う。

(差押えを受けた場合の再輸出期間等)

12—2 条約第 12 条第 1 項の規定の適用については、次による。

(1) 一時免税輸入物品につき同項の差押えが行われた場合には、当該一時免税輸入物品に係る再輸出期間は、当初の再輸出期間に当該差押えの期間を加えた期間として処理する。

この場合においては、定率法第 17 条第 1 項の規定に基づき、再輸出期間の延長の承認を受けさせるものとするが、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」(T-1065) は、前記 12-1 (差押えの場合の届出等) (1) に規定する届出書とともに提出させることとし、当該申請書の「輸出予定時期」欄には、「当初の再輸出予定時期 (年月日) に差押えの期間を加えた時期」を記載させる。

(2) 上記(1)の場合において、当該差押えが当該一時免税輸入物品に係る通関手帳の有効期限を超えて継続するときは、当該通関手帳の有効期限については、上記(1)により延期された再輸出期限と同一として取り扱う。

(通関手帳の免税及び輸入手続)

13-1 条約第 13 条《通関手帳の輸入税の免除》の規定により発給団体が輸入する通関手帳の用紙又はその一部については、同条の規定を直接適用して関税を免除することとし、その輸入の際の納税申告及び輸入申告の手続は、それぞれ関税法基本通達 7-4 (納税申告の方法) 及び 67-3-2 (輸入申告の手続) に定めるところによる。